

## 香川県条例第15号

興行場における公衆衛生上必要な基準及び衛生措置の基準に関する条例の一部を改正する条例

興行場における公衆衛生上必要な基準及び衛生措置の基準に関する条例（昭和59年香川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(喫煙所の構造設備の基準) 第5条 喫煙所 <u>を設ける場合</u> の構造設備についての基準は、次のとおりとする。 (1) 施設の出入口から極力離して設けること。 (2) たばこの煙が喫煙所の外に流れ出ない構造であること。	(喫煙所の構造設備の基準) 第5条 喫煙所の構造設備についての基準は、次のとおりとする。 (1) 施設には、入場者が利用しやすいよう、適當な場所に十分な広さの喫煙所が設けられていること。 (2) たばこの煙が喫煙所以外の場所に流入しない構造であること。
(便所の構造設備の基準) 第8条 略 (1)・(2) 略 (3) 略 ア 男性用便器の数と女性用便器の数は、施設の業種、規模及び用途並びに男女別の利用者数等を適切に反映したものとすること。 イ 略	(便所の構造設備の基準) 第8条 便所の構造設備についての基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 便所に設ける便器の数は、次のとおりであること。 ア 男性用便器の数と女性用便器の数とは、同じであること。ただし、施設の業種、用途等により、男性用便器の数と女性用便器の数との割合を適宜変えることができる。 イ 略
(基準の緩和等) 第14条 知事は、施設の特性に応じ、第2章に規定する基準によらなくても、当該施設について公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準の一部を適用せず、又は緩和して適用することができる。 2 知事は、屋外に面した観覧席を有する施設、仮設の施設である等の理由により、前章に規定する基準によらなくても、当該施設の入場者の衛生に支障がないと認めるときは、当該基準の一部を適用せず、又は緩和して適用することができる。	(基準の緩和等) 第14条 知事は、屋外に面した観覧席を有する施設、仮設の施設である等の理由により、第2章に規定する基準によらなくても、当該施設について公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準の一部を適用せず、又は緩和して適用することができる。 2 知事は、前項に規定する理由により、前章に規定する基準によらなくても、当該施設の入場者の衛生に支障がないと認めるときは、当該基準の一部を適用せず、又は緩和して適用することができる。

## 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定による許可を受けて施設を経営している者若しくは当該許可の申請をしている者又はこれらの者から当該施設に係る営業を営む者の地位を承継する者の当該施設の構造設備の基準については、この条例の施行後最初に当該施設の改築又は大規模の修繕がされるまでの間は、なお従前の例による。